

◀事業者の皆さん▶

がんばる補助金

◆詳細 産業振興課 ☎ 4111内線628、FAX 7432

対象

市内に事業所を置く事業者（法人・個人事業主、市内の企業等で構成する組合・業界団体）。ただし、以下は対象外となります。
○日本標準産業分類の「医療・福祉」など

金額

【がんばる補助金①】(申請は1事業所につき1回まで) 間仕切り用のアクリル板や換気設備を設置するなど、感染拡大防止の取り組みにかかる費用の一部を補助します。

○対象経費※の10分の9

○上限額20万円(建物等の改装工事を伴う場合は50万円)

【がんばる補助金②】(申請は1事業者につき1回まで) 新たにインターネット販売を始めるなど、新型コロナウイルス感染症に対応したICTを活用する新たな取り組みやビジネス環境の強化等の取り組みにかかる費用の一部を補助します。

○対象経費※の4分の3

○上限額100万円

※対象経費の詳細は、市ホームページをご覧ください。

感染拡大防止の取り組みや、回復期を見据えたICTを活用する販路開拓やビジネス環境の強化など、危機的状況乗り越えるための新たな取り組みに挑戦する市内企業を支援します。

申請

【申請方法】 次の①・②について、それぞれ必要書類を郵送で産業振興課(〒047-8660・花園2丁目12-1)へ

①交付申請(補助金の交付は予算の範囲内となります)

【申請期限】 10月16日(金)(消印有効)

【必要書類】

○補助金交付申請書・実施計画書・予算書…市ホームページからダウンロードできます

○市内に事業所があることがわかる書類

○補助対象経費の見積書

○(他の補助金を利用している場合)交付額確定通知書の写し

②実績報告(交付決定後)

【提出期限】 11月13日(金)(消印有効)

【必要書類】

○実績報告書・精算書…市ホームページからダウンロードできます

○交付決定通知書の写し

○請求書・領収書の写し

○補助事業を実施したことがわかる写真など(建物等の改装工事を伴う場合は改装前後の写真)

○振込先口座を確認できる書類…申請者名義の預貯金通帳(金融機関・支店名、口座番号、カナ名義が確認できるもの)の写し

製造業等事業継続支援金

◆詳細 商業労政課 ☎ 4111内線625、FAX 7432

対象

市内で製造業等を週5日以上、通年で営んでおり、令和2年3月から7月までのいずれかの月の収入が前年同月比30%以上減少している事業者。ただし、以下は対象外となります。

○小樽市小売業等事業継続支援金または小樽市宿泊業事業継続支援金の対象者

○小樽市公共交通事業者等支援金または小樽市障害福祉(介護保険、児童福祉)施設事業継続支援金の対象者など

※対象業種の詳細は、市ホームページをご覧ください。

金額

従業員数※30人未満の事業者…10万円

従業員数※30人以上の事業者…20万円

※雇用保険に加入している従業員数。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響が広がっていることから、市内の製造業等の業種を営む事業者の事業継続を支援するため、支援金を支給します。

申請

【申請期限】 10月16日(金)(消印有効)

【申請方法】 必要書類を郵送で商業労政課(〒047-8660・花園2丁目12-1)へ

【必要書類】

○申請書…市ホームページからダウンロードできます

○平成31年(令和元年)の確定申告書(法人:別表1、個人事業者:第1表)の本人控えの写し

○帳簿や試算表など…令和2年3月から7月までのいずれかの月と前年同月の収入がわかる書類

○振込先口座を確認できる書類…申請者名義の預貯金通帳(金融機関・支店名、口座番号、カナ名義が確認できるもの)の写し

○事業の内容を確認できるもの…事業所の写真(社名入り)、ホームページ・広告の写しなど

○(従業員数が30人以上の場合)従業員数を確認できる書類…雇用保険に関するお知らせはがきなど

新型コロナウイルス感染症に関する 各種支援のお知らせ

新型コロナウイルス感染症に対応するための新たな支援を紹介します。
このほかの施策は、市ホームページ(右の二次元コード)をご覧ください。



個人向け



事業者向け

◀市民の皆さん▶

離職者支援給付金

◆詳細 福祉部相談室 ☎ 4111内線317、FAX 6116

対象

次のすべてに該当する方

○感染拡大により令和2年3月1日から9月30日までの間に離職した被雇用者で、申請日時点で再就職に至っていない方

○稼働中(離職前)から申請まで市内に住所を有している方

○離職日まで3カ月以上被雇用者として稼働していた方(法人の代表者や個人事業主を除く)

○申請日時点で生活保護を受給していない方

金額

支給対象者1人当たり5万円、支給対象者の世帯に令和2年4月28日から申請日までの間に出生した子がいる場合、子ども1人当たり5万円を加算。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により3月～9月に離職し、再就職に至っていない方を支援するため、給付金を給付します。

申請

【申請期限】 10月31日(土)(消印有効)

【申請方法】 必要書類を郵送で福祉部相談室(〒047-8660・花園2丁目12-1)へ

【必要書類】

○申請書…市ホームページからダウンロードできるほか、相談室や生活サポートセンターなど市の各種相談窓口でも配布しています

○申請者本人であることを確認できる書類…運転免許証や健康保険証などの写し

○勤務先等により発行された離職を確認できる書類…離職票または雇用保険受給資格者証(両面)の写し。いずれもお持ちでない方はご相談ください

○振込先口座を確認できる書類…申請者名義の預貯金通帳やキャッシュカード(金融機関・支店名、口座番号、カナ名義が確認できるもの)の写し

ひとり親世帯臨時特別給付金

◆詳細 こども福祉課 ☎ 4111内線314、FAX 6915

対象

① 2年6月分の児童扶養手当の受給者

② 公的年金等(遺族年金、障害年金等)を受けていることにより、2年6月分の児童扶養手当の支給が全部停止される方、もしくは全部停止となる見込みのため、児童扶養手当を申請していない方(平成30年の収入額が児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る者に限る)

③ 給与収入等により所得制限限度額を超過するため、児童扶養手当の支給が全部停止となっている方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が児童扶養手当の支給対象となる水準に下がった方

④ 給与収入等により児童扶養手当の申請をしても全部停止となる見込みのため、児童扶養手当の申請をしていない方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が児童扶養手当の支給対象となる水準に下がった方

低所得者のひとり親世帯を支援するため、給付金を給付します。

金額

【基本給付(①～④)】

1世帯につき5万円、第2子以降1人につき3万円を加算

【追加給付(①・②)】

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した方(生活保護受給世帯を除く)、1世帯につき5万円

申請

【申請期間】 9月7日(月)～3年2月26日(金)

【申請方法】 対象となる要件の詳細をお伝えしますので、該当すると思われる方はこども福祉課へご連絡ください。申請書等は市ホームページからダウンロードできるほか、窓口または郵送でもお渡ししています

※①の基本給付のみ申請不要です。

※申請内容を審査後、支給(または不支給)について決定し、支給日をお知らせします。